

児童手当受給者の皆さんへ



10月支給分から

児童手当制度が変わります

現況届の提出が原則不要になります

町では、令和4年度現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、毎年6月の現況届の提出を不要とします。ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

引き続き現況届の提出が必要な方

- ◆ 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が坂城町と異なる方
- ◆ 支給要件児童が戸籍や住民票に記載のない方
- ◆ 離婚協議中で配偶者と別居されている受給者の方
- ◆ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ◆ その他、状況を確認する必要がある方

※該当する方は、町から6月に送付された現況届を期日までに提出してください。
期日までに提出がない場合、6月以降の児童手当が受けられなくなります。

ご確認ください



特例給付金の支給に係わる所得上限額が設けられます

10月支給分（6～9月分）から、児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当は支給されません。

今年度の基準となる所得が所得上限限度額を超え、児童手当が支給されなくなった方でも、来年度以降の基準となる所得が所得上限限度額を下回った場合などは児童手当の支給を受けることができますが、その場合改めて認定請求手続きが必要です。

所得・収入基準

扶養親族の数	所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安
0人	858万円	1,071万円
1人	896万円	1,124万円
2人	934万円	1,162万円
3人	972万円	1,200万円
4人	1,010万円	1,238万円
5人	1,048万円	1,276万円

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

◎提出・問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111（内線136） 直通75-6205